

岐阜県公報

第二千六百七十七号

平成二十七年八月二十八日

(金曜日)

目 次

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課) 五八六^ペ

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(地域医療推進課) 五八六

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 五八六

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 五八六

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 五八七

救急病院の指定

(医療整備課) 五八八

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターで使用する公印

(地域医療推進課) 五八八

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課) 五八八

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 五八八

解除予定保安林とする旨の通知

(同) 五九二

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 五九二

道路の区域変更

(道路維持課) 五九四

道路の供用開始

(同) 五九四

保安林の指定予定

(下呂農林事務所) 五九五

公 示

落札者等に関する公示

(税 務 課) 五九五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五九五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 五九七

土地改良事業計画の変更認可

(農地整備課) 五九八

県営土地改良事業計画の決定

(同) 五九八

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十六号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「岐阜県民文化ホール未来会館条例施行規則」を「ぎふ清流文化プラザ条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則（平成三年岐阜県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例施行規則

第一条中「岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例」を「岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二希望が丘学園の項中「希望が丘こども医療福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十五号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県告示第四百七十九号

次の医療機関を救急病院として平成二十七年八月二十四日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所	在	地	有	効	期	限
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山九七三番地六			平成三〇・	八・二三		

岐阜県告示第四百八十号

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターで使用する公印を次のように定め、平成二十七年九月一日から使用する。

なお、岐阜県立希望が丘学園で使用する公印に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第三百六号）は、平成二十七年九月一日から廃止する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター所長

岐阜県告示第四百八十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 一（八）プロモベンソールニ・ニ b：四・五 b・ジフラン 四 イルプロパ
ンニ アミン及びその塩類（通称名 Bromo Dragonfly）
 - 2 一 ベンチル N（ニ）フェニルプロパンニ イル）一 H インダゾール
三 カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL PINACA）
 - 3 一（五）フルオロベンチル） N（ニ）フェニルプロパンニ イル）一
H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL 5F
PINACA）
 - 4 一 ベンチル N（ニ）フェニルプロパンニ イル）一 H インダゾール
三 カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL PICA）
 - 5 一（五）フルオロベンチル） N（ニ）フェニルプロパンニ イル）一
H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL 5F P
ICA）
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。
- 三 指定の効力を失う日
平成二十七年八月二十九日
- 岐阜県告示第四百八十二号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
- 平成二十七年八月二十八日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町西山字坂八三九の二、八六九から八七三まで、八九二、八九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町吉良見字横山二一七の二八、一一七の二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町西忍字舟ば平一四八一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾黒津字コハ谷六七八の一〇、六七九の一の二、字ケロ平六六九、六六九の二から六六九の四まで、六七〇、六七一、六七四の四から六七四の一三まで、六七四の一九、六七四の二一、六七四の二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町島字水谷七〇五の五から七〇五の一四まで、七〇五の二六、七〇五の三一、七〇五の三五から七〇五の三七まで、七〇五の四〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町梅谷字登七五七、七七一、七七四、七七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字黒淵一九九〇の一、二〇四〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字タロビ一八三二の一から一八三二の三まで・一八三二の二四・一八三二の三五から一八三二の三七まで・一八三四の二・一八三五・一八三八の一・一八四一・一八四二・一八四三の一・一八四四の一・一八四四の三・一八四五・一八四六（以上一七筆について次の図に示す部分に限る。）、一八三二の五、一八三二の二五から一八三二の三四、一八三四の一、一八三九、一八四〇、一八四三の二、一八四三の三、一八四四の二、一八四四の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字萩町字一ノ瀬三四七三の二、三四七三の三、三四七三の二六、三四七三の六五から三四七三の六七まで、三四七三の一〇五、三四八三、三四八四、三四八八の五〇、三四八八の五一、三四八八の五七から三四八八の五九まで、三四八八

の七四、三四八八の七五、三四八八の九四、三四八八の九六、字イワダカ三五三七、三五三八、三五四一、三五四三の一五から三五四三の三二まで、三五四三の三四、三五四三の四五、三五四五から三五四七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 解除予定保安林の所在場所

中津川市苗木字那木三八一七の三八・三八一七の八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除予定保安林の所在場所

中津川市苗木字那木三八一七の三八・三八一七の八七・三八一七の八八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三八一七の三七

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市塩屋町一〇五五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市石浦町三六八六の一、三六八七、三六八八の一、三六八九の一から三六八九の一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

石浦町三六八九の一から三六八九の一まで

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市和良町方須字足原西山一七五九の一、一七五九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 加茂郡八百津町久田見字若山一の一五、八百津字登倉五六〇三の一から五六〇三の三まで、五六〇四、五六〇五、五六二七の六、字実滝五六二八の四、五六二九、五六三〇、五六三一の一、五六三二の四、字奥釜ヶ平五九五三の一、五九五三の五、字落ヶ洞七九六四の一、七九六四の二三、字論出七九七六の一七、七九七六の一八

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	岐阜市上加納山四七二二番六九地先から		前	二三・六 五〇・三	四六・六	

県道	岐阜原線	同市同番一七地先まで	四七二二	後	二三・六 五〇・三	四六・六	
----	------	------------	------	---	--------------	------	--

岐阜県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百四十八号	多治見市大針町字屋作三〇七番一地先から同市大藪町字廻間洞一九七九番一地先まで	前	一四・〇 七五・〇	二、三〇・〇	
			後	二五・〇 一四・〇	二、三〇・〇	

岐阜県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又ははの決定又は変更の告示年月日)
一般国道	四百十八号	関市肥田瀬二二六一番一地先から同市同一五四〇番地先まで	三三〇〇	平成二七・八・二六	平成二七・八・二二

岐阜県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 下呂市萩原町四美字深谷一三九三の一〇一から一三九三の一〇五まで、一四〇九一三九三の一〇二・一三九三の一〇三・一三九三の一〇六から一三九三の一〇九まで、一四〇四・一四〇五・一四〇八の一から一四〇八の三まで、一四一七の一(以上十三筆について次の図に示す部分に限る。)、字小洞一四一八の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
 - 公衆の保健
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成十七年岐阜県規則第二百十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十七年八月二十八日
岐阜県知事 古田肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県総務課収支区領事務委託業務(コンビニ等)一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年6月23日
- 4 落札者を決定した日 平成27年8月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市田圃江一丁目58番地
株式会社 豊算システム
代表取締役 田中 廣哲
- 6 落札金額 1年 63円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県総務部事務課徴収指導係
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ長良川走ろう会
- 三 代 表 者 の 氏 名 高橋 睦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西改田夏梅一三九番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、マラソンやジョギングなどのスポーツを通じて、市民の交流や「心の豊かさ」を育み健全な心身の維持増進を図る機会を広く社会に提供し、それにより社会福祉の向上、地域文化の振興、青少年の育成、自然環境の保護など健全な地域社会の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜タルク
- 三 代 表 者 の 氏 名 由井 滋
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長住町七丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、薬物依存症者に、身体的・精神的援助を提供することによって、薬物依存症からの回復と自立を

援を行うと共に、地域の人々に対し、薬物依存症に関する普及啓発事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グッドシニアライフ
- 三 代 表 者 の 氏 名 長谷川 嘉哉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市肥田浅野笠神町二丁目一番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、施設・在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした保健・医療・介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にはそんくらぶ

三代 表 者 の 氏 名 谷 中 友 男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市愛岐ケ丘一丁目三四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、行政並びに地域教育

施設と協働して、最新の情報・通信技術を活用し、市民生活や市民活動を促進するための情報環境の構築または構築支援の事業を行い、これら情報環境整備支援事業を通して、市民の日常生活や団体活動が、より豊かに・平等に・楽しく・活発に行えるような、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年八月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年八月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外四者

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店

大垣市高屋一丁目五六番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社明星 代表取締役 三間 幸雄

（変更後）株式会社明星 代表取締役 林 敬治

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年八月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年八月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外四者

三 建物の名称及び所在地

株式会社ヤナゲン

大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）八六平方メートル

（変更後）六六平方メートル

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名 木曾川右岸用土地改良区連合	施行に係る地区名 美濃加茂市 関市 七町 八町 川町 富坂町	認可年月日 平成二七・八・二〇
-----------------------	--	--------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 小泉地区	縦覧場所 恵那市役所	縦覧期間 平成二七・八・二八から 同九・三〇まで
------------------	---------------	--------------------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 揖斐谷汲地区	縦覧場所 揖斐川町役場	縦覧期間 平成二七・八・二八から 同九・三〇まで
--------------------	----------------	--------------------------------

平成二十七年八月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社